

令和7年度重層的支援体制整備事業研修業務委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度重層的支援体制整備事業研修業務

2 目的

市町村、社会福祉協議会、各分野の相談支援機関の中核となる職員等を対象とした重層的支援体制整備事業に関する研修業務を委託する。

3 委託業務

- (1) 研修会の企画
- (2) 研修会の運営
- (3) 会場の予約、支払い
- (4) 講師の手配、謝金（交通費含む）の支払い
- (5) 研修アンケートの作成・取りまとめ
- (6) 研修動画の納品
- (7) その他

4 仕様内容

(1) 研修会の企画

ア 開催日数

2日間（各3～4時間程度）

※研修1日目はオンラインによる研修

研修2日目は実地（県内2か所）での研修

イ 開催時期

研修1日目…11月頃

研修2日目…1月頃

※市町村議会の会期中及び生活保護費の支給日を避けること

ウ 研修内容等

①研修1日目

【研修内容】

〈総論〉

地域共生社会に関するこれまでの流れ、重層的支援体制整備事業の制度化の背景、重層的支援体制整備事業及び交付金の概要、国・全国

の自治体の最新の動向等について説明を行う。

〈講演・事例発表〉

アウトリーチ、多機関協働及び参加支援に関し、高い知見を有する有識者による講演や先進的な取組を行う団体等による事例発表などを行う。

〈講義と演習〉

アウトリーチの対象となる当事者の特性や支援の手法、社会資源の活用や関係機関と連携した支援の手法及び参加支援の具体的な取組方法などについて、理解を深めるとともに、専門性が身に付くよう、講義と演習を行う。

特に、重層的支援体制整備事業を実施するにあたり、縦割りを越えた連携のために必要となる取組や想定される課題への対処の仕方等について、先進事例なども交え、研修参加者が具体的にイメージできる内容とする。

〈課題提示〉

受講者が職場に戻り、学んだ内容を実践した上で、2日目の研修につながる気付きや課題等を得るための課題を提示する。

【参加対象者】

市町村（主に重層的支援体制整備事業担当課）、市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター、基幹相談支援センター等の相談支援機関の職員200名程度。

【実施方法】

オンラインにより実施

②研修2日目

【研修内容】

〈1日目の振り返り〉

1日目の研修内容を再度確認する時間を取る。

〈講演・事例発表〉

アウトリーチ、多機関協働及び参加支援の更なる理解促進に向け、1日目の内容を発展させ、より実践的な取組の参考となる有識者や先進団体等による事例発表を行う。

〈講義と演習〉

アウトリーチ、多機関協働及び参加支援の取組の応用編（1日目の

研修よりも実践的な内容) について講義・演習を行う。特に演習では、1 日目に提示した課題に対する取組結果や得られた気付き・課題等を整理した上で、参加者間での情報共有等を行う。

【参加対象者】

原則、1 日目の研修に参加した者

【実施方法】

集合形式の研修（県内 2 か所）

※感染症の感染拡大など、不測の事態が発生した場合は、県と協議の上、オンラインで実施することも検討するものとする。

※ 講師、研修内容詳細については受託者からの提案によるものとするが、最終的には県と相談の上、決定するものとする。

(2) 研修会の運営

- ア 開催案内・周知、参加者のとりまとめ
- イ 会場の設営、受付、撤去
- ウ 研修会の進行
- エ オンライン機器の操作
- オ 研修会申込者へのサポート

(3) 会場の手配、支払い

- ア 会場の選定、予約
- イ 会場との調整
- ウ 会場費の支払い

(4) 講師の手配、謝金（交通費含む）の支払い

- ア 講師の選定
- イ 講師との調整
- ウ 謝金の支払い

(5) 研修アンケートの作成・取りまとめ

- ア 2 日間の研修アンケートの作成
- イ 参加者から提出されたアンケートの集計
- ウ 集計結果を県に提出

(6) 研修動画の納品

オンラインで実施した研修については録画し、データを県に納品する。

(7) その他

その他、円滑に研修の運営が行えるように必要な事項に対して取り組むものとする。

5 その他

(1) 事業の実施に支障が生じるような場合は、随時、県と協議を行い、早急に改善を検討すること。

(2) 受託者は委託業務の遂行に当たり、委託契約書、仕様書、その他の事項に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。

(3) 本件受託において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。

(4) 本件に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

(5) 本件受託の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権は原則として全て埼玉県に帰属する。

(6) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。